

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年7月9日

東京都作業部会確認年月日令和元年7月10日

(使用許可の変更に伴う再確認日令和2年7月8日)

(使用許可等の変更に伴う再確認日令和2年8月7日)

(既存艇移動に関する合意の変更に伴う再確認日令和2年9月9日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（江の島ヨットハーバー）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、セーリングの競技会場となる江の島ヨットハーバーの運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な価格で確保することを目的とし、既存艇の移動経費及び会場使用料について、組織委員会内の外部有識者等から成る借上財産評定委員会の付議を経て、その上限額を評定・報告（既存艇の移動経費は「評定」、会場使用料は「報告」）するものである。 ・ オリンピック競技が実施される予定であり、当該経費は、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づく「都外自治体所有施設における賃借料等」に該当するため、都が負担する事項である。 ・ パラ経費は該当なし。 <p>(令和2年7月6日 使用許可の変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和2年8月6日使用許可等の変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和2年9月8日既存艇移動に関する合意の変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 5 月 31 日の合意により、都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江の島ヨットハーバーは東京 2020 大会のセーリング競技会場であり、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠である。又、土地・施設等の確保にあたり、現在当該施設内に保管されている既存艇の一時的な外部への移動は必要な作業である。 <p>(令和 2 年 7 月 6 日 使用許可の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今般の 2020 大会の開催時延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 ・ なお、今回の使用許可の変更は、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設所有者である神奈川県から湘南港の管理運営上支障するとして指示のあった仮設物の撤去工事を実施する必要がある、令和 2 年 7 月 15 日に撤去完了予定である。 ② 延期後の大会に向けて全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、一部撤去を要する前述の仮設物以外の仮設物を残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が安価となることが判明した。 ・ これらを踏まえ、令和 2 年 7 月 16 日以降に現行使用許可を継続すると、一部仮設物を撤去した場所や、大会準備日程上、今年度は借用の必要がない場所に係る不要な使用料が発生するため、会場使用料縮減の観点から、現時点で手続きを進める必要がある。 <p>(令和 2 年 8 月 6 日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部仮設物を残置するため、令和 2 年 7 月 16 日付湘南港使用許可変更により返却を行わなかったエリアについて、同年 8 月 31 日から 10 月 24 日にかけて順次、使用許可期間が終了する。また、同様に仮設物を残置している江の島かもめ駐車場についても、同年 10 月 24 日に現行の普通財産貸付契約が終了する。現行手続上の使用終了日以降も、仮設物を引き続き会場内に存置するためには、使用期間を延長する変更手続を行う必要がある。 <p>(令和 2 年 9 月 8 日既存艇移動に関する合意の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大会使用を目的とした湘南港の明け渡しに伴う既存艇移動費について、平成 31 年 7 月 9 日借上財産評定委員会による評定及 	
--	------------	--	--

		<p>び同月 10 日の東京都作業部会への付議を経て、組織委員会と湘南港所有者である神奈川県との間で、既存艇移動に関し合意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これに基づき、神奈川県は令和 2 年 1 月より大会実施に向け既存艇の移動を進めてきたところ、同年 3 月に大会延期が決定した。 ・合意による既存艇移動期間が同年 9 月 30 日に一部終了することから、大会延期に伴い、既存艇の移動期間を延期後の大会準備及び開催期間まで延長する必要がある。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の使用期間及び既存艇の移動期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、各施設の使用期間及び既存艇の移動期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和 2 年 7 月 6 日使用許可変更に伴う確認・追記) ・使用許可の変更については、仮設施設の一部撤去が完了するのが令和 2 年 7 月 15 日の予定のため、令和 2 年 7 月 16 日以降は、最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。 (令和 2 年 8 月 6 日使用許可等の変更に伴う確認・追記) ・現時点で使用を延長する期間は、一旦、使用エリアが既に確定している令和 3 年 2 月 28 日までとし、3 月 1 日以降の使用については再工事工程の検討が完了したのちに別途実施することにより、当該期間中については最小面積での借上げとなり、効率性が図られる。 (令和 2 年 9 月 8 日既存艇移動に関する合意の変更に伴う確認・追記) ・大会延期に伴う既存艇の取扱いの検証結果については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 ・①既存艇を湘南港外に保管し続ける場合と、②既存艇を全艇湘南港に一時帰還させる場合の経費を比較検討した結果、①の既存艇を湘南港外に保管し続ける場合の方が安価となる。 <p>上記検討結果を踏まえ、本件は、①を前提とした経費負担が妥当であると考えます。</p>	

	<p style="text-align: center;">納 得 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動経費については、組織委員会が、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定している。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 ・ 又、会場使用料については、各種法令・条例等に基づく使用料・占用料等として算定されている。そのうち、本大会における湘南港の使用料については、行政財産目的外使用許可に基づく使用料金額である。 <p>(令和2年7月6日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用許可の変更について、仮設施設の一部撤去完了翌日の令和2年7月16日からとすることにより、経費の削減が図られる。 <p>(令和2年8月6日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点における使用許可の変更について、一旦、使用エリアが確定している令和3年2月28日までとすることにより、当該期間中の経費の削減に努めている。 <p>(令和2年9月8日既存艇移動に関する合意の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回追加で発生する既存艇移動費についても、大会延期前に合意した既存艇移動費と同様、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定している。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京2020大会の実施にあたり、競技会場の借上げは、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 ・ 借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。今後の交渉の中で、一層の経費削減を図り、現在検討中の漁業補償を含めV3予算内に収めること。 <p>(令和2年7月6日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	

	<p>(令和2年8月6日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後検討が必要な令和3年3月1日以降の再工事における借用範囲は、必要最低限とすること。 ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 <p>(令和2年9月8日既存艇移動に関する合意の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県との変更の合意に際しては、経費の精査を更に行うこと。 ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	
--	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年2月10日

東京都作業部会確認年月日 令和2年2月12日

(新規契約に伴う再確認日 令和2年9月9日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（茨城カシマスタジアム）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、本大会におけるサッカーの競技会場となる茨城カシマスタジアムの運営に必要な施設を確保するに当たり、必要となる会場使用料である。 オリンピック競技が実施される予定であり、大枠の合意に基づき、全額を東京都が負担する事項である。 パラ経費は該当なし。 <p>(令和2年9月8日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮設物の残置に係る会場使用料は、大会延期に伴い発生した追加経費に該当し、現時点で取扱いは未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城カシマスタジアムは、東京 2020 大会のサッカーの競技会場であり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠である。 （令和 2 年 9 月 8 日 新規契約に伴う確認・追記） ・ 今般の 2020 大会の開催時期延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 ・ なお、本施設については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大会延期の決定を受け、延期後の大会に向け、仮設物を撤去・再設置する場合の費用と残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の方が安価となることが判明した。 ② 仮設物のリース期間が令和 2 年 9 月末までであるため、仮設物の残置継続の方針を早急に決定する必要があることから、現時点で手続きを進める必要がある。 ・ これらを踏まえ、これまでの使用予定終了日以降も仮設物を会場内に残置するため、現時点で契約手続きが必要である。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の使用期間については、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場使用料は、「茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例」に基づき算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う使用料負担は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切と言える。 ・ 借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。茨城県及び指定管理者と引き続き交渉し、一層の経費縮減を図り、V 4 予算内に収めること。 ・ なお、予算内であることを確認しているが、令和元年度末に、 	

	<p>大会経費の都の枠内であることを改めて確認する。 (令和2年3月31日確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会経費の都の枠内であることを確認したが、全体経費について引き続き縮減に努めること。 <p>(令和2年9月8日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	
--	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年11月12日

東京都作業部会確認年月日 令和元年11月13日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年9月9日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（福島あづま球場）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、本大会における野球・ソフトボールの競技会場となる福島あづま球場の運営に必要な施設を確保するに当たり、必要となる会場使用料である。 オリンピック競技が実施される予定であり、大卒の合意に基づき、全額を東京都が負担する事項である。 パラ経費は該当なし。 <p>(令和2年9月8日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等 が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から 妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福島あづま球場は、東京 2020 大会の野球・ソフトボールの競技会場であり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠である。 （令和 2 年 9 月 8 日 契約変更に伴う確認・追記） ・今般の 2020 大会の開催時期延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 ・なお、本施設については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 福島あづま球場では、大会準備工事にあたり、公園敷地は令和元年 12 月 10 日から令和 2 年 9 月 30 日まで、公園施設は令和 2 年 2 月 17 日から令和 2 年 9 月 30 日まで借用予定であった。 ② 大会延期の決定を受け、福島県、指定管理者より、5 月からの一般利用に支障となる仮設物撤去の要請があった。 ③ 大会延期に伴う検討を行い、公園施設は一般利用に支障となる仮設物を撤去し、公園内一般利用に支障のない仮設物を一部残置することとしている。 ・これらを踏まえ、使用範囲・期間、使用料に変更が生じることから手続きを進める必要がある。 	
--	------------	---	--

	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の使用期間については、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和2年9月8日 変更契約に伴う確認・追記) 契約の変更については、仮設物の撤去後、借用範囲を最小にすることができ、効率性が図られる。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会場使用料は、「福島県都市公園条例」に基づき算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京2020大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う使用料負担は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切と言える。 借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。福島県及び指定管理者と引き続き交渉し、一層の経費縮減を図り、V3予算内に収めること。 また、使用規模及び使用期間について、使用の実態に合わせて規模を見直すなど、精査を引き続き行うこと。 (令和2年9月8日 契約変更に伴う確認・追記) 今後検討が必要な再工事における借用範囲は、必要最低限とすること。 また、延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。